

第 1 章 都市計画マスタープランの概要

- 1－1 都市計画マスタープランの位置付け
- 1－2 都市計画マスタープランの策定体制
- 1－3 都市計画マスタープランの構成

第1章 都市計画
マスタープランの概要

第2章
都市の現状と課題

第3章
将来都市像

第4章
全体構想
(分野別構想)

第5章
地域別構想

第6章
計画の実現
に向けて

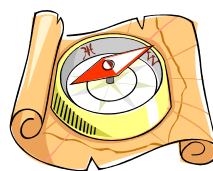
参考資料

1-1 都市計画マスタープランの位置付け

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープラン（以下「本計画」という）は、平成4年（1992年）の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第18条の2）として定めるもので、長期的なまちづくりの指針を示す、都市計画の「羅針盤」の役割を担うものです。

本計画は、市の「総合振興計画[※]」や、埼玉県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針[※]」などの内容に即し、将来都市像や都市計画に係る施策を示すものであり、個別の都市計画は、本計画に即して定めるものとなります。



2. 改定の背景と目的

本市では、平成10年（1998年）3月に都市計画マスタープランを定め、平成27年度（2015年度）を目標期間として各種施策を展開してきました。以降14年が経過し、この間に旧南河原村との合併や、少子化・高齢化、人口減少社会の到来など、本市を取り巻く状況が大きく変化していることに加えて、平成23年度（2011年度）に策定された第5次行田市総合振興計画においては、将来人口などの基本的な考え方が大きく転換されました。

これらの状況に対応するため、平成44年度（2032年度）を目標年次とする、新たな都市計画マスタープランを策定するものです。

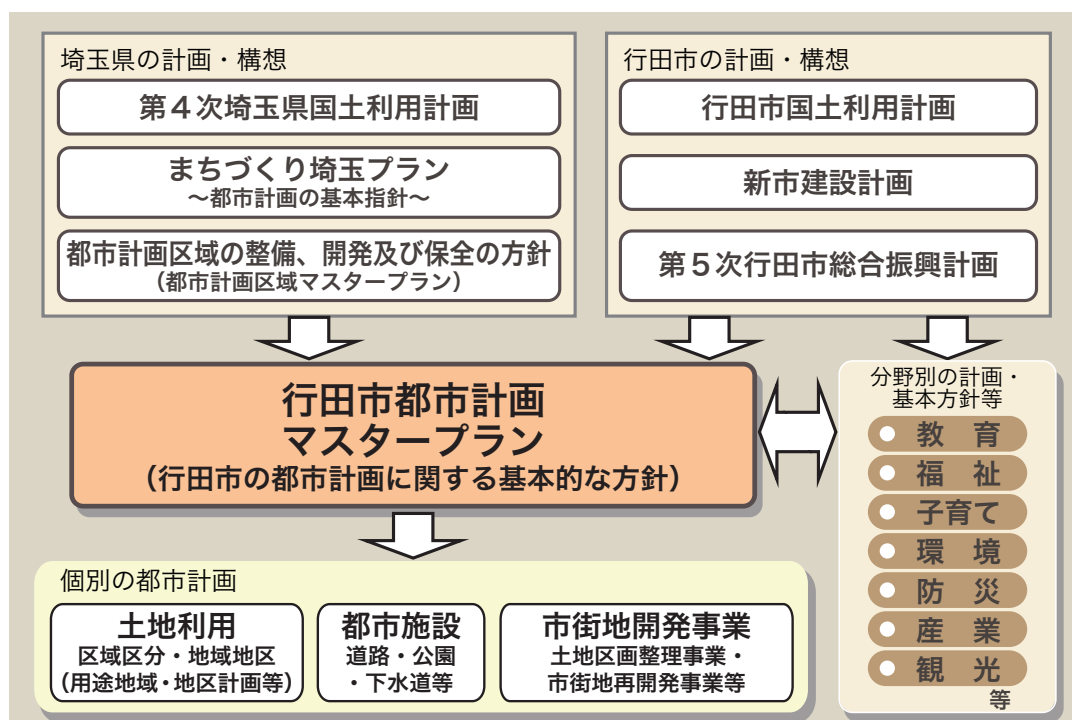


図 都市計画マスタープランの位置付け

3. 都市計画マスタープランの計画期間

まちづくりは長期的な視点で進める必要があることから、本計画の計画期間は、平成 25 年度（2013 年度）から平成 44 年度（2032 年度）までの 20 年間とします。

なお、まちづくりを取り巻く状況の変化や、関係法令の見直しなども予想されることから、適宜計画の見直しを行います。

年 次	都市計画 マスタープラン	総合振興 計 画	備 考
平成 3 年度（1991 年度） 平成 4 年度（1992 年度）		第3次	都市計画法改正 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」 （都市計画マスタープラン）を規定
平成 10 年度（1998 年度）			（旧）行田市都市計画マスタープランの策定
平成 12 年度（2000 年度） 平成 13 年度（2001 年度）		第4次	
平成 17 年度（2005 年度）			旧南河原村と合併（平成 18 年 1 月 1 日）
平成 22 年度（2010 年度） 平成 23 年度（2011 年度）		第5次	
平成 25 年度（2013 年度）			行田市都市計画マスタープランの策定
平成 27 年度（2015 年度）			
平成 32 年度（2020 年度）			
平成 44 年度（2032 年度）			

図 都市計画マスタープランの計画期間

1-2 都市計画マスタープランの策定体制

本計画の策定にあたっては、「行田市都市計画マスタープラン策定委員会」を設置し、広い知見から計画全体を検討しました。

また、市民の声を把握することを目的として、「市民まちづくり会議」「地域別懇談会（4地域）」「こども会議（中学生）」「関係団体との意見交換会※」を開催しました。

その他にも、市民意識調査（3,000名対象）及びパブリックコメント※を実施し、市民の意見を広く反映させた内容としています。

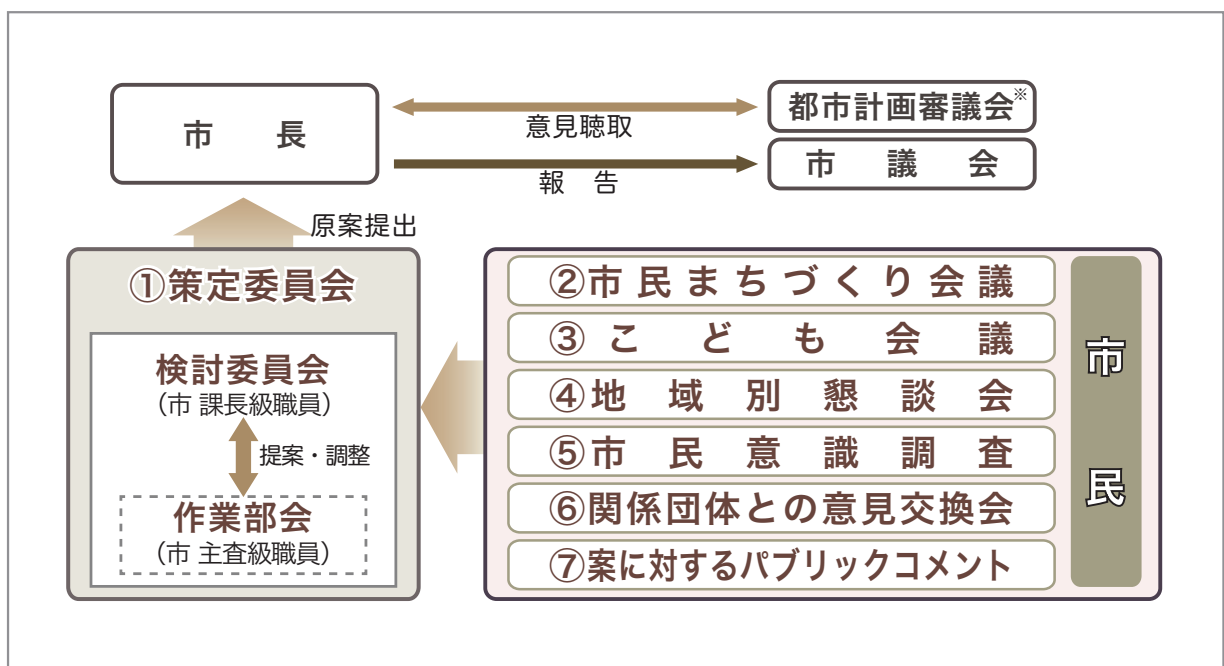


図 都市計画マスタープランの策定体制

① 策定委員会

学識経験者・市議会議員の代表・公募の中から選考された市民・各種団体から推薦された方・関係行政機関の職員・市職員で構成され、本計画の原案を取りまとめました。

② 市民まちづくり会議

32名の公募市民で構成され、4回にわたりワークショップ形式で意見交換を行い、全体構想を中心に検討しました。検討の結果は、「市民提案書」として策定委員会に提出しました。

③ こども会議

市内8中学校の生徒を対象に、「20年後の行田市」をテーマに意見交換を行いました。

④ 地域別懇談会

市内を4地域に分けて各2回開催し、各地域の課題をいただくとともに、地域での暮らしの視点から意見交換を行いました。

⑤ 市民意識調査

18歳以上の市民の中から、計3,000人を無作為に抽出し、郵送によるアンケート調査を実施しました。調査では、これまでのまちづくりに対する満足度や、今後必要な施策などについての意向を把握しました。

⑥ 関係団体との意見交換会*

地域産業を牽引する行田商工会議所及び行田青年会議所と意見交換を行いました。

⑦ 案に対するパブリックコメント*

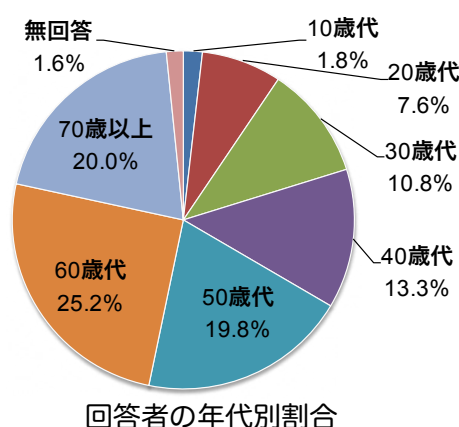
「行田市市民意見募集手続要綱」に基づき、計画案に対する市民意見募集を行いました。

参 考 市民意識調査の実施について

平成23年9月から10月にかけて、4地域各750人ずつ、計3,000人を対象に実施し、全体の回収率は37.7%でした。

表 4 地域別回収率

地域区分	配布数	回収数	回収率
中心部地域	750	273	36.4%
西部地域	750	281	37.5%
北部地域	750	297	39.6%
南東部地域	750	281	37.5%
合 計	3,000	1,132	37.7%



回答者の年代別割合

1-3 都市計画マスタープランの構成

本計画は、主に「将来都市像」「全体構想」及び「地域別構想」で構成しています。

「将来都市像」では、市の将来における目標や基本理念及び都市像について基本的な方針を示しています。また、「全体構想」では分野ごと（土地利用、交通体系、環境など）の方針を示し、さらに「地域別構想」では地域ごとの将来像とまちづくりの方針を示しています。

行田市都市計画マスタープランの構成

第1章 都市計画マスタープランの概要

- 1-1 位置付け 1-2 策定体制
- 1-3 構成

第2章 都市の現状と課題

- 2-1 本市の概況 2-2 人口・世帯数 2-3 産業構造
- 2-4 交通体系 2-5 土地利用 2-6 都市基盤整備状況
- 2-7 地域資源の状況 2-8 都市の課題

第3章 将来都市像

- 3-1 将来都市像
- 3-2 都市づくりの基本方針
- 3-3 都市づくりの基本目標
- 3-4 将来の都市構造

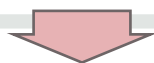


第4章 全体構想（分野別構想）

- 4-1 土地利用に関する方針
- 4-2 道路・交通に関する方針
- 4-3 自然環境及び公園・緑地に関する方針
- 4-4 生活環境に関する方針
- 4-5 景観に関する方針
- 4-6 産業振興・交流に関する方針

第5章 地域別構想

- 5-1 中心部地域 5-2 西部地域
- 5-3 北部地域 5-4 南東部地域



第6章 計画の実現に向けて

- 6-1 計画を推進するための基本方針
- 6-2 市民・事業者・行政の役割
- 6-3 計画の実現に向けたリーディングプロジェクト
- 6-4 まちづくりの推進体制の構築と計画の進行管理